

平成 20 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政健全化に関する法律」（以下、財政健全化法といいます。）に基づき、平成 20 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を算出しましたので、お知らせいたします。

名寄市の健全化判断比率

名寄市の健全化判断比率は、以下の表のようになり、4 つの指標いずれについても、早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

□平成 20 年度決算に係る健全化判断比率

健全化判断比率	名寄市	早期健全化基準	財政再生基準	備考
実質赤字比率	—	13.13%	20.00%	一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。 家計に言いかえると、年収に占める年間の赤字の割合を示したものです。
連結実質赤字比率	—	18.13%	40.00%	名寄市の全会計の赤字や黒字を合算し、市としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。
実質公債費比率	18.8%	25.00%	35.00%	借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す 3 年間の平均比率です。 家計で言いかえると、年収に占める年間の借金返済額の割合を示したものです。
将来負担比率	154.6%	350.00%		名寄市の普通会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等を現時点での残高の程度で指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。 家計で言いかえると、負債残高が年収の何年分に相当するかを示した割合です。

※実質赤字比率、連結実質赤字比率の値が「—」となっているのは、赤字額がないことを意味しています。

名寄市の資金不足比率

資金不足比率とは各会計の事業の規模に応じた資金の不足額の比率を言います。

財政健全化法では、市立病院や水道などの公営企業についても、公営企業ごとに資金不足比率の算出が義務付けられました。

名寄市においては、以下の表のとおり、各会計とも資金不足額がないため、資金不足比率はありません。

□平成 20 年度決算に係る資金不足比率

特別・企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00%
病院事業会計	—	
簡易水道事業会計	—	
公設地方卸売市場事業会計	—	
食肉センター事業会計	—	
下水道事業会計	—	
個別排水処理施設整備事業会計	—	

※資金不足比率の値が「—」となっているのは、資金不足額がないことを意味しています。

名寄市の健全化判断比率・資金不足比率について

名寄市の平成 20 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率については、いずれも早期健全化基準を下回っており、堅実な財政運営に努めてきた結果が反映されたものとなっています。

しかし、実質公債費比率については、地方債協議制・許可制の基準となる 18.0%を超えておりますので、公債費負担適正化計画などの各種計画に基づき、歳入歳出の両面からの見直しを進め、適正な公債管理に努めてまいります。

また、将来負担比率については、この比率が高い場合、大きな将来負担を抱えているということになり、財政運営上の問題が生じてくるので、新規事業の抑制など新たな起債（借金）を極力減らしていく必要があります。

今後も、過疎化や少子高齢化などの進行により、市税や地方交付税などの歳入の減少が予想されますので、「新・名寄市行財政改革推進計画」に基づき、スピード感をもって行財政改革に取り組んでまいります。

【担当：名寄市総務部財政課財政係】